

別紙 2

宮崎県デジタルサイネージ表示業務仕様（案）

1 業務名

宮崎県デジタルサイネージ表示業務

2 管理物件の所在

所在：宮崎市橘通東1丁目44 宮崎県防災庁舎1階

物件：休憩スペースデジタルサイネージ

3 管理する業務内容

(1) 県政情報の表示

デジタルサイネージを使用し、財産総合管理課より表示を委託された県政情報を、下記5のデジタルサイネージの表示概要により表示すること。

(2) 広告の募集及び表示

デジタルサイネージに掲出する広告の広告主を募集、広告の作成、広告主及び財産総合管理課との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。

なお広告の掲出については、下記6の広告掲載取扱基準等の基準を遵守するものとし、事前に財産総合管理課に承諾を得るものとする。

4 条件等

(1) 表示のための機器設置

デジタルサイネージの表示を制御するための機器設置及びインターネット回線への接続等に係る工事については全て管理者の負担とする。なお、回線及び中継機器等の庁舎内に関しては庁舎の利用に支障の無い程度に納めるものとし、工事については事前に財産総合管理課と協議すること。

(2) 目的外使用許可の手続

表示業務のために設置する回線及び機器については、別に行政財産目的外使用許可を受け、使用料については、別に県の発行する納付書で指定納期限までに納めること。

(3) 電気代の負担

表示にかかる電気代は県で負担する。

なお、表示業務のために設置した機器が電気を消費する場合は、管理者の費用で子メーターを設置して消費した電気料を負担するか、機器の消費電力量に基づき県の規定により計算した電気料を納付すること。

5 デジタルサイネージの表示概要

(1) 表示する時間

デジタルサイネージの表示は、県庁の開庁日の8時00分から18時00分までとする。

(2) 掲出する県政データの更新等

財産総合管理課は、県政情報の更新は宮崎県庁の各所属からの依頼を受け、概ね1, 2ヶ月に一度県政情報の更新を行い、管理者にデータを送付する。

管理者は送られたデータを基に掲出データを作成する。

広告を含めない県政情報のデータは1ロール30分以内とし、概ね10分毎に広告を入れることができる。

(3) 広告掲出枠

広告は全体の2分の1以内とする。

6 広告掲載取扱基準等

(1) 規制業種又は事業者

別表1に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

(2) 掲載を承諾しない広告

別表2に定めるものは、広告に掲載しない。

(3) 広告の内容、表示等の基準

広告の表示内容については、別表3に定める基準を遵守すること。

(4) 広告掲載の優先順位

管理者は、地域性、公共性の高い広告を優先させて掲載するものとする。

(5) 広告主の誓約等

管理者は、広告主が次の事項に関して誓約し、及び県が警察当局への情報照会を行うことに承諾する旨の書類の提出を受けて、その書類を県に提出しなければならない。なお、広告主が法人等の場合は、この書類に役員等一覧を添付するものとする。

ア (1)に掲げる規制業種又は事業者に該当しないこと。

イ (3)に掲げる事項を調査するため、県が必要と認めて資料の提供を求めたときは、これに応じること。

ウ 広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行わないこと。

エ 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。